



岩手労働局発表
平成29年12月8日

【担当】
雇用環境・均等室長 石原 房子
雇用環境改善・均等推進監理官 菅野 浩之
職業安定部職業対策課長補佐 大平 裕
電話 : 019-604-3005
FAX : 019-604-1533

岩手県信用金庫協会と岩手労働局が 「働き方改革に係る包括連携協定」を締結します ～金融機関団体との協定は東北初～

岩手県信用金庫協会（会長：佐藤利久）と岩手労働局（局長：久古谷敏行）は、それぞれの知見を活かし、連携して地域企業の生産性向上、働き方改革を推進するため「働き方改革に係る包括連携協定」を締結することとし、下記のとおり締結式を開催します。

包括連携協定の主な内容

1 目的

今回の協定は岩手労働局と岩手県信用金庫協会及びその会員の各信用金庫（注1）が、県内における産業や雇用に関する知見を活かして連携することにより、県内の働き方改革を推進することを目的としています。

2 主な連携事項

信用金庫職員と労働局・ハローワーク職員が帯同しての事業所訪問

(1) 職場環境の改善

(2) 雇用管理の改善

- ① 雇用労働者の企業内におけるキャリアアップの取組の提案
- ② パート、契約社員、派遣社員などの正社員化の提案
- ③ 多様な働き方の提案

記

1 協定締結式

日時：平成29年12月15日（金）午後2時から

場所：盛岡第2合同庁舎3階共用会議室（盛岡市盛岡駅西通1-9-15）

出席者：岩手県信用金庫協会会長 佐藤 利久

岩手労働局長 久古谷 敏行

2 協定の内容

別紙協定案のとおり

※(注1) 盛岡信用金庫・花巻信用金庫・北上信用金庫・水沢信用金庫・一関信用金庫・宮古信用金庫

「働き方改革に係る包括連携協定」締結式次第

日 時 平成29年12月15日（金）午後2時～
場 所 盛岡第2合同庁舎3階共用会議室

1 開 会

2 協定署名者紹介

岩手県信用金庫協会会長

佐藤 利久（さとう としひさ）

岩手労働局長 久古谷 敏行（くごたに としゆき）

3 協定の概要説明

岩手労働局職業安定部長 清水 達哉（しみず たつや）

4 協定書署名調印

5 写真撮影

6 署名者挨拶

岩手県信用金庫協会会長 佐藤 利久（さとう としひさ）

岩手労働局長 久古谷敏行（くごたに としゆき）

7 質疑応答

8 閉会

岩手県信用金庫協会と岩手労働局との働き方改革についての 包括連携に関する協定書（案）

岩手県信用金庫協会（以下「甲」という。）と岩手労働局（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることにより、岩手県内（以下「県内」という。）の働き方改革及び県内各地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が県内における産業構造、雇用環境等を踏まえた連携を図ることにより、県内の働き方改革を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、相互に協力することとする。

- （1） 県内の事業場における労働生産性の向上に関すること。
- （2） 労働者の職場環境を含めた処遇の改善、仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進、その他の働き方改革に関すること。
- （3） 県内の事業場における職場定着、再就職支援及び人材育成に関すること。
- （4） 県内の事業場における多様な働き方に関すること。
- （5） 県内の雇用の促進及び安定に関すること。
- （6） 乙の行政施策の広報・周知・啓発に関すること。
- （7） その他本協定の目的に沿うこと。

（定期的な協議の開催）

第3条 甲と乙は前条の協議について定期的開催することとし、具体的な実施事項については、当該定期協議の場において、甲乙合意の上決定する。

なお、これは、臨時に協議を開催することを妨げるものではない。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第5条 甲又は乙のいずれかから協定の解約を申し出る場合、解約予定日の一か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義への対応)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

(事務局)

第7条 この協定に関する事務については、岩手労働局雇用環境・均等室において行うものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月15日

甲：岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目四番六号
岩手県信用金庫協会

会 長 _____

乙：岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目九番十五号
岩手労働局

局 長 _____